

# 今次電気事業制度改革に係る 主要な報告書における指摘事項等

平成19年4月25日  
経済産業省  
資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部

## 目次

1. 第3次電気事業制度改革からの申し送り事項 . . . p 2
2. 「エネルギー基本計画」における主な指摘事項 . . . p 3
3. 「制度改革評価小委員会報告書」における主な指摘事項 . . . p 4
4. 公正取引委員会の主な指摘事項 . . . p 5
5. 「原子力部会報告書（原子力立国計画）」における主な指摘事項 . . . p 7
6. 規制改革・民間開放推進会議の主な指摘事項 . . . p 13

# 1. 第3次電気事業制度改革からの申し送り事項

## 小売全面自由化の検討

「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」（平成15年2月）における記述（抜粋）

今回の電力システムをベースとしつつ、需要家の選択肢の確保状況等を踏まえ、①供給信頼度の確保、②エネルギー・セキュリティや環境保全等の課題との両立、③最終保障、ユニバーサルサービスの確保、④実務的課題等について検討を行った上で全面自由化を実施することが適当である。

具体的な検討を開始する時期については、①による自由化範囲拡大に伴う需要家選択肢の拡大状況等を判断する必要があるため、平成17年4月から更に2年程度経過した平成19年4月頃を目途とすることが適当である。

（注）沖縄電力の供給区域における自由化範囲については、「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」（平成15年2月）に以下のように記載されている。

「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」（平成15年2月）における記述（抜粋）

ただし、前回制度改革と同様に、沖縄電力の供給区域においては、1)系統が他の地域から独立し、広域的な電力流通が実態として不可能である、2)区域内でも自らの系統から独立した離島需要が他の電力会社に比べて相対的に多いこと、等の沖縄地域固有の事情を考慮した上で、別途、自由化範囲を設定する必要があり、平成16年4月を目途に特別高圧需要家（原則2000kW以上）まで拡大し、平成19年4月頃を目途に特別高圧未満の需要家への自由化範囲拡大の検討を開始することが適当である。

## 2. 「エネルギー基本計画」における主な指摘事項

### 「エネルギー基本計画」（平成19年3月閣議決定）における記述（抜粋）

平成19年を目途に全面自由化について検討を開始することとするが、その際には、需要家の選択肢の確保状況等を踏まえ、①供給信頼度の確保、②エネルギー安全保障や環境保全等の課題との両立、③最終保障、ユニバーサル・サービスの確保、④長期投資、長期契約のリスク、特に今後とも我が国の基幹電源と位置付けられる原子力発電の新・増設等に関する投資への影響、⑤実務的課題等について十分慎重に検討する。

### 「エネルギー基本計画」（平成19年3月閣議決定）における記述（抜粋）

託送制度の見直し、全国規模の卸電力取引市場の整備等広域的な電力流通を円滑化し、電気の安定供給を図ることを目指して行ってきた制度改革に関し、期待した効果等につき注視しつつ、新たに課題が顕在化してきた場合には、必要に応じ的確に対応する。また、廃止した振替供給料金制度については、送電線建設コスト等の公平かつ確実な回収、送電費用の適切な精算、電力供給システム全体の効率性を害するような遠隔地への電源立地の抑制の三点の確保が前提であり、この観点から状況の推移を見つつ、問題があれば、遅滞なく廃止の見直しを含めた振替供給制度の見直しを図る。

### 3. 「制度改革評価小委員会報告書」における主な指摘事項

#### ①電力自由化と安定供給の両立

##### 「制度改革評価小委員会報告書」（平成18年5月）における指摘

- ✓今後PPS等との競争によっては、必ずしも自社の供給エリアに一般電気事業者の十分な予備力が維持されない可能性。
- ✓したがって一般電気事業者だけでなくPPS等も含めて、どのように安定供給を確保する仕組みを構築するか検討することが必要。
- ✓安定供給確保の仕組みの構築を前提に、現在一般電気事業者が提供しているインバランス供給等のあり方についても検討の視野に入る。

#### ②電力自由化と環境保全の両立

##### 「制度改革評価小委員会報告書」（平成18年5月）における指摘

- ✓今後、PPSによる自社保有電源の建設が予定されていること等も踏まえれば、自由化と環境保全を両立する観点から、PPSも含め電気事業者のCO2排出量の削減に向けた取組を検討することが必要。
- ✓また、環境保全の観点が電気事業者間の競争に与える影響についても留意する必要あり。

#### ③PPSの電源調達のあり方

##### 「制度改革評価小委員会報告書」（平成18年5月）における指摘

- ✓PPSの電源調達の選択肢としては、自社保有電源、自家発設置者、一般電気事業者からの常時バックアップ、卸電力取引所、IPP・卸電気事業者など多様化し始めているが、現状においては様々な制約により、一般電気事業者からの常時バックアップに当面の間はある程度依存せざると得ない状況。
- ✓安定供給の確保や環境保全との両立という課題を踏まえ、PPSの電源調達のあり方について検討を行うことが必要。

## 4. 公正取引委員会の主な指摘事項(1)

### 「電力市場における競争状況と今後の課題について」(平成18年6月)における指摘

#### ★卸電力取引所の活性化

- ✓ 電力小売における一般電気事業者とPPSとの競争を促進する上で、JEPXがPPSにとって有力な調達手段としての役割を発揮していくことが期待される。
- ✓ JEPXにおける取引を活性化させていく上で、JEPXへの玉出しの増加、JEPXにおける監視機能の強化、JEPXの情報公開の拡充が重要。

#### ★常時バックアップ

- ✓ JEPXが設立されたことを理由として常時バックアップを拒絶するような行為等は、独占禁止法上違法となるおそれがあるとの考え方は引き続き維持。

#### ★連系線の制約

- ✓ JEPXの取引において、連系線の制約によって市場分断が生じた際にはエリアを分けて約定処理を行うが、その際に生じるエリア間の値差は、JEPXの収入となっているのが現状。
- ✓ 本来、この値差は混雑費用の性格を有するものであることから、混雑している連系線の増強に充て、広域的な電力取引につなげること等に用いられるべき。
- ✓ また各連系線に確保されているマージンの早期開放などの取組の実効性について注視しながら、今後とも必要な対策を講じていくことが求められる。

#### ★託送料金

- ✓ 託送料金が適正に設定されているかどうかについて、PPSから疑念が寄せられているが、まず、現在の事前届出制が適切に機能しているか否かについて検証を行い、問題点があれば改善することが必要。
- ✓ 料金が適正に設定されていることへの信頼性を高めていくために必要と判断される場合は、認可制とするとともに、第三者が適正に原価が算定されていることを検証する仕組みを設けることについて、検討を行うことが必要。

## 4. 公正取引委員会の主な指摘事項(2)

### 「電力市場における競争状況と今後の課題について」(平成18年6月)における指摘

#### ★同時同量制度及びインバランス制度

- ✓ 同時同量達成義務及びインバランス料金制度については、電力市場における競争促進という要請を踏まえつつ、システムの安定性確保という目的達成上合理的なものとなるよう見直しを行うことが適切。
- ✓ 例えば事業者の規模に応じた同時同量義務の設定や計画同量制度の導入といった対応が考えられる。

#### ★省CO<sub>2</sub>化対応に関する課題

- ✓ CO<sub>2</sub>排出係数をめぐる競争において、一般電気事業者とPPSとのイコールフットィングを確保するための制度の在り方についても検討を行っていくことが必要。
- ✓ 具体的には、現在の地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度による温室効果ガス排出量の算定に当たって、温室効果ガス削減等をクレジットとして取得した電気事業者により供給された電気の使用に伴う排出量の算定に当たって、当該クレジット分を勘案して算定する仕組みを導入することが考えられる。
- ✓ 一般電気事業者が有する原子力発電及び水力発電については、先行者の既得権であるとも考えられることから、イコールフットィングを確保する観点から、その制度の在り方についても検討を行っていくことが必要。

#### ★一般電気事業者間競争促進上の課題

- ✓ 連系線の容量不足への対応や供給区域外への供給に際してのリスク軽減を図るため、インバランス料金制度の改善を行っていくことが必要。
- ✓ 供給区域外への供給に対しては極めて消極的な一般電気事業者の経営姿勢を踏まえると、JEPXにおける取引活性化は間接的に一般電気事業者間の競争を促進するという観点からも非常に重要。

## 5. 「原子力部会報告書(原子力立国計画)」における主な指摘事項(1)

「原子力部会報告書(原子力立国計画)」(平成18年8月)における指摘

【電力自由化時代の原子力発電の新・増設、既設炉リプレース投資の実現】

### ○全面自由化の検討を行うに当たって留意すべき事項

#### (1)電力自由化が原子力発電投資に与える影響

電力自由化は、以下の3つの点で原子力発電投資に影響を与える可能性がある。

- ①法的供給独占による需要確保や総括原価主義によるコスト回収の保証がなくなる。
- ②競争の高まりを背景にコスト圧縮努力の一環として設備投資抑制圧力が高まる。
- ③電気事業者各社は競合関係に置かれることになり、事業者間競争の圧力が高まる。

ただし、全面自由化が原子力発電投資に与える影響については、大きな影響があるとする意見が多く見られるが、異なる見方もある。

#### (2)今後の検討に当たっての留意事項

全面自由化を行うかどうかなどの電気事業制度のあり方について、電気事業分科会において2007年を目途に開始される検討の際には、今後の原子力発電投資に及ぼす影響に十分に配慮して慎重な議論が行われることが適切である。

## 5. 「原子力部会報告書(原子力立国計画)」における主な指摘事項(2)

### 「原子力部会報告書(原子力立国計画)」(平成18年8月)における指摘

#### ○原子力発電に特有な投資リスクの低減・分散

##### ★バックエンド対応【原子力発電投資環境整備小委員会において議論・措置】

- ✓『原子力政策大綱』において、使用済燃料の扱いについて、我が国で全量再処理するとの基本方針が確認され、六ヶ所再処理工場で再処理される以外の使用済燃料に関する費用についても、将来費用が発生することが確実。
- ✓現状、この費用は、合理的な見積もりが可能となった時点で一括計上することとされているが、その時点で過大な財務負担が生じることのないようにするためには、現時点から企業会計上適切な対応を行うことが望ましく、市場関係者からも、こうした対応への要請が高まっている。
- ✓このため、具体的な再処理計画が固まるまでの暫定的措置として、まずは当該事業に関する費用について、企業会計上、毎年度引当金として積み立てることとし、収支を平準化できる制度の2006年度決算からの導入を目指す。

##### ★国内における安全規制変更、国際的なフレームワークへの対応

- ✓国内の原子力施設は、最高裁判決により、不断に進歩・発展する科学技術水準に照らした合理性が求められる安全規制に対応して、他電源に増して常に最新の知見を踏まえた安全確保が求められる。また、核管理構想など国際的なフレームワークの動向によっては、核燃料サイクルに影響が及ぶ可能性がある。
- ✓こうした予め想定することが困難で、的確な対応が必要とされるリスクについては、米国の原子力補償制度も参考しつつ、官民が協力する形でリスクを低減・分散する対応策を検討していくことが望まれる。
- ✓国と事業者は協力しつつ、対象とするリスクや具体的な対策のあり方などについて、今後検討を進めていくことが適切。

##### ★一時的な需要の落ち込みへの対応

- ✓将来原子力比率が高まった場合には、正月やゴールデンウィークの深夜などに一時的に需要が大きく落ち込んだ際に、負荷追従運転が必要となる可能性があるが、その際の安全規制上の対応の必要性については、運転方法(回数、低出力運転を行う時間、出力の増加・減少に要する時間など)にもよるものと考えられる。
- ✓このため、電気事業者は、負荷追従運転の必要性が高まってきた段階で、具体的な運転方法を提示し、国はこれに基づき安全規制上の対応の有無を検討することが適切。
- ✓ただし、実際に負荷追従運転を行うためには、立地地域の理解と協力を得ることを含め、相当程度事前に期間が必要であることに配慮が必要。

## 5. 「原子力部会報告書(原子力立国計画)」における主な指摘事項(3)

### 「原子力部会報告書(原子力立国計画)」(平成18年8月)における指摘

#### ○初期投資・廃炉負担の軽減・平準化

##### ★減価償却費負担の平準化【原子力発電投資環境整備小委員会において議論・措置】

- ✓今後原子力発電投資を進めていくと、電気事業者によっては収支上一時的に相当程度の影響を受ける可能性あり。
- ✓特に、本格的なリプレースが始まると、電気事業者によっては、複数の原子力発電所の初期の巨額の減価償却費を同時に負担するなど、収支上大きな影響を受けるおそれ。
- ✓このため、企業会計上、予め初期投資額の一部を引当金として積み立てることとし、運転開始後の減価償却費負担を平準化できる制度の2006年度決算からの導入を目指す。

##### ★廃炉費用負担の軽減・平準化【原子力発電投資環境整備小委員会において議論・措置】

- ✓特にリプレースが本格化すると、リプレース時期の集中を緩和するための工夫や、廃炉に伴う原子炉の停止後、解体を開始するまでの期間を柔軟化する等の工夫を最大限行ったとしても、初期投資負担と廃炉費用負担とが相当程度集中する可能性あり。
- ✓廃炉費用負担を軽減・平準化する仕組みとして、「原子力発電施設解体引当金」制度が既に存在するが、2005年に新たにクリアランス制度や廃止措置に関する安全規制が整備されたことなどを踏まえ、最新の知見に基づき、積み立ての過不足の検証が必要。

## 5. 「原子力部会報告書(原子力立国計画)」における主な指摘事項(4)

### 「原子力部会報告書(原子力立国計画)」(平成18年8月)における指摘

#### ○広域的運営の促進

##### ★供給計画のあり方(勧告などの手続きの明確化、供給計画の対象事業者)

- ✓電気事業法では、電気事業者の自主的な協調を基本としつつも、広域的運営の制度的保証として、電気事業者に供給計画の作成・届出を求めており、国はそれが適切でないとする場合には勧告などを行うことができるとされているが、その発動条件は明確化されていない。
- ✓電気事業者から、国による取組が進められている中、全力で政策目標の達成に自主的に取り組む旨の決意が表明されたことから、まずは電気事業者の取組を見守ることとし、明確化の必要性を含む幅広い対応策の検討は、将来必要に応じて行っていくとすることが適当。
- ✓今後も新規参入者(PPS)のシェアの拡大が見込まれる中で、原子力発電の広域的運営を計画的に行う観点からPPSも供給計画の対象事業者とするべきではないか、という問題提起あり。
- ✓この点については、原子力発電のみならず他電源にも広く影響を与えるものであることから、電気事業分科会において2007年を目途に開始される全面自由化の議論に併せて検討されていくことが適切。

##### ★連系線等の建設・増強の円滑化

- ✓今後、広域的運営により大規模な電源開発が行われる場合には、連系線や送電線の建設・増強が必要となるケースも想定され、事業者による自主的な建設・増強を促進する観点から、国は事業者間の調整が円滑に行われる環境の整備を行うことが必要。
- ✓連系線や送電線の建設・増強の費用の負担に関しては、国は個々のケースに応じて負担割合などの柔軟な取り扱いを認めていくことが必要。
- ✓また、送配電等業務支援機関において、事業者間の調整プロセスを開始するための基準の策定など、送配電等業務支援機関としての連系線に関する課題への関与のあり方について更なる検討が行われていくことが期待される。
- ✓国は、こうした送配電等業務支援機関における検討状況を踏まえつつ、必要に応じて検討を行うことが必要。
- ✓こうした連系線や送電線の建設・増強を円滑に進める上での課題は、原子力発電のみならず、他電源との関係を含めた議論も必要であり、今後、電気事業分科会において必要に応じて検討が進められていくことが望まれる。

## 5. 「原子力部会報告書(原子力立国計画)」における主な指摘事項(5)

### 「原子力部会報告書(原子力立国計画)」(平成18年8月)における指摘

#### ○原子力発電のメリットの可視化

##### ★地球温暖化に資するというメリット

- ✓2006年4月の地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により、原子力発電におけるCO<sub>2</sub>メリットを可視化するための制度の枠組みは整備されたものの、需要家がCO<sub>2</sub>排出量を算定するために必要となる電気事業者のCO<sub>2</sub>排出原単位の算定方法は統一されていない。
- ✓このため、国は、原子力発電におけるCO<sub>2</sub>メリットが需要家にわかりやすく示されるよう早急に統一的な算定方法の基準を定めるべき。
- ✓その際には、電気事業者によるCO<sub>2</sub>排出クレジットの取得など、事業者の温暖化対策に向けた現時点での努力が適切に反映され、電気事業者間の公正な競争に資するよう配慮していくことが必要。

##### ★供給安定性に優れるというメリット

- ✓原子力発電の供給安定性のメリットについては、火力発電に比べて燃料価格の影響を受けにくいといった面は、既に価格に織り込まれる形で需要家の適正な評価を受けている。
- ✓一方、原子力発電には、軽水炉を前提とした核燃料サイクルの確立や、高速増殖炉サイクルの実現を通じ、より長期的な供給安定性の確保が可能であるといったメリットも存在する。こうした面についても、需要家にわかりやすく示されるよう、国と電気事業者は協力して取組を進めるべき。

## 5. 「原子力部会報告書(原子力立国計画)」における主な指摘事項(6)

### 「原子力部会報告書(原子力立国計画)」(平成18年8月)における指摘

#### ○新規参入者(PPS)の取り扱い

##### ★原子力発電の新・増設

- ✓原子力発電の新・増設に当たり、これに見合う需要を電気事業者各社とPPSとが補完する場合など、『原子力政策大綱』の政策目標の実現に向けた原子力政策を推進していく上で、PPSの参画は意味を持ち得る可能性あり。
- ✓今後の議論の進め方として、まずは、電気事業者とPPSの間で、PPSの参画の形態、期間、規模などについて検討することが基本であると考えられ、今後事業者間で応分の負担を伴う適切な形での検討が行われていくことを期待。
- ✓その過程で、電気事業者やPPSから具体的なニーズが出てきた場合などには、必要に応じて国は環境整備の検討を行うことが適切。

##### ★既設の原子力発電

- ✓既設の原子力発電へのPPSの参画は、現行の電気事業制度において、優先給電指令など一定の手当により、既に原子力発電が安定稼働を担保される仕組みとなっているため、少なくとも原子力政策上の意味合いは薄い。
- ✓ただし、原子力政策以外の観点からの意味合いもあるものと考えられることから、今後の検討課題として整理することが望ましい。PPSが当面の課題と捉えるCO2排出係数の問題については、今後の統一的な算定方法の策定過程において、工夫ができるかどうかの検討が行われていくことを期待。

## 6. 規制改革・民間開放推進会議の主な指摘事項(1)

### 「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(平成18年12月)における指摘

#### ★卸電力取引所の活性化

- ✓ 卸電力取引市場については、取引量が全電力販売量の1%以下であったことや、取引商品メニューが限定されていることなどを踏まえ、市場参加者からは、更なる利便性の向上を求める声も寄せられている。
- ✓ 市場監視機能をより強化するとともに、多くの発電設備を保有する一般電気事業者や卸発電事業者に対する玉出しの増加や義務化、利用者ニーズを十分踏まえた商品メニューの多様化、取引所への参加者の拡大などといった取引活性化に向けた対応を検討し、早期に結論を得るべき。【平成19年度検討開始、早期に結論】

#### ★託送制度等の見直し

- ✓ 30分同時同量制度についても、一定規模以下の需要家については、安定供給の確保やコストアップの回避に留意しつつ、計画同時同量の導入等について検討し、早期に結論を得るべき。【平成19年度検討開始、早期に結論】
- ✓ 託送料金については、その算定根拠が一部不透明であるとの指摘もあることから、引き続き、一層の効率化・低廉化に努めるとともに、透明性の確保に努めるべき。【平成19年度以降引き続き実施】
- ✓ 全国規模における競争を促すことにより、東京ー中部、中国ー九州間など、既にごく限られた時間で容量不足が顕在化している連系線や、一層の広域流通の拡大による将来的な連系線容量の不足が生じる可能性もあることから、電力系統利用協議会の機能強化を念頭に置きつつ、流通設備形成を促す方策などについて検討し、早期に結論を得るべき。【平成19年度検討開始、早期に結論】

## 6. 規制改革・民間開放推進会議の主な指摘事項(2)

### 「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(平成18年12月)における指摘

#### ★原子力発電にかかる規制・運用の見直し等

- ✓ 原子力発電の新設については、PPSなどの新規参入事業者の出資等による共同開発についても排除されないよう注視すべき。**【平成19年度以降実施】**

#### ★環境問題への対応等**【逐次措置】**

- ✓ 京都議定書発効を踏まえた地球温暖化対策への対応は、エネルギー産業においても喫緊の課題であり、新エネルギーの開発や原子力発電を着実に推進するとともに、風力・太陽光などCO2を排出しない電源について、経済性・供給安定性を踏まえつつ、普及促進を図るべき。
- ✓ また費用対効果の高い対策として京都メカニズムの活用(CDMクレジット等)を促進すべき。
- ✓ 一方で、小資源国の日本にとって、電源の多様化はエネルギー・セキュリティー上有意義な施策。
- ✓ このため、官公庁による入札を通じた環境対策への取組については、公正な競争の確保やエネルギーの安定的な供給等のその他の施策との調和を確保すべき。